

香川県建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第25号

香川県建設工事執行規則の一部を改正する規則

香川県建設工事執行規則（昭和39年香川県規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(前金払) 第36条 略 2 略 3 契約担当者は、請負代金額<u>200万円</u>以上の工事であつて、次に掲げる要件に該当する保証事業会社の保証に係るものについては、前項に規定する範囲内で既にした前金払に追加して、請負代金額の100分の20以内の額の前金払（以下「中間前金払」という。）をすることができる。</p> <p>(1)～(3) 略 4・5 略</p>	<p>(前金払) 第36条 略 2 略 3 契約担当者は、請負代金額<u>1,000万円</u>以上で、かつ、工期が100日以上 の工事であつて、次に掲げる要件に該当する保証事業会社の保証に係るものについては、前項に規定する範囲内で既にした前金払に追加して、請負代金額の100分の20以内の額の前金払（以下「中間前金払」という。）を することができる。</p> <p>(1)～(3) 略 4・5 略</p>

附 則

- 1 この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第36条第 3 項の規定は、この規則の施行の日以後に、香川県建設工事執行規則第 6 条第 1 項の規定による公告、同規則第10条第 2 項の規定による通知又は同規則第23条第 2 項の規定による契約の内容その他見積りに必要な事項の提示（以下「公告等」という。）を行う工事について適用し、同日前に公告等を行った工事については、なお従前の例による。